平成２７年（フ）第１３０１号
大阪市西成区南津守４丁目１番22号　スターマンション115・508室
破産者　株式会社ＥＣＯ
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７号
堺市美原区北余部45番地23
破産者　株式会社近畿出版印刷
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
北九州市小倉北区井堀３丁目５番25号
破産者　吉田印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５８号
北海道小樽市富岡１丁目13番７号
破産者　有限会社豊菱電機商会
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９８４号
東京都八王子市高尾町1955番地の３
破産者　有限会社トップアート
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９８５号
東京都八王子市長房町1369番地
破産者　上田　憲二
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９４号
東京都武蔵村山市学園２丁目17番地の10
破産者　株式会社ＮＴＣ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４０号
東京都国分寺市西恋ヶ窪２丁目20番地24
破産者　小野寺由記
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２９号
横浜市保土ケ谷区川辺町３番地１
破産者　株式会社アレッセコーポレーション
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０９号
横浜市栄区桂町682番地
破産者　株式会社住宅プラザ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９号
岐阜県羽島郡岐南町野中３丁目18番地　メゾンエスポワール605号室、住民票上の住所岐阜市福富天神前92番地
破産者　小森　千憲
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
香川県さぬき市長尾西43番地
破産者　光洋建設株式会社
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
大分県中津市大字角木103番地の19
破産者　有限会社錦織工務店
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２６１号
福岡県春日市須玖北４丁目73番地　スカイハイツ井尻14―201号、前住所福岡県春日市須玖南１丁目105番地　プライマリー春日103号
破産者　中村　正孝
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５５２号
福岡市南区老司４丁目４番１号
破産者　竹嶋　昭江
1　決定年月日　平成27年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９７号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番２―828号、前住所横浜市港北区新横浜２丁目18番地３　アール・ケープラザⅡ新横浜606
破産者　合場　幸照
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４４５号
福岡市中央区渡辺通３丁目10番24―602号
破産者　小池　由起
1　決定年月日　平成27年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４９８号
札幌市白石区北郷３条９丁目２番10号
破産者　大澤　征則
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５４号
茨城県つくば市富士見台33番地178
破産者　勝又　俊光
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２４号
茨城県土浦市神立町706―１　レオパレスエトワール105、住民票上の住所茨城県筑西市伊讃美1688番地
破産者　岩崎　康浩
1　決定年月日　平成27年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係